

# 一般社団法人土浦市歯科医師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人土浦市歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県土浦市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本歯科医師会及び茨城県歯科医師会と地域歯科医師会との連携のもと、医道の高揚と歯科医学及び歯科医術の進歩発達と公衆衛生・歯科保健の啓発を図り、もって地域社会の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域歯科医療の推進発展に関する事業
- (2) 医道高揚に関する事業
- (3) 歯科医学と医術との発達に関する事業
- (4) 公衆衛生の普及と、予防医学の研究指導に関する事業
- (5) 地域住民への広報活動と会誌、会報、その他の印刷物の発行に関する事業
- (6) 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事業
- (7) 学校歯科に関する事業
- (8) 地域福祉の向上と行政が行う歯科関係事業に対する協力に関する事業
- (9) 駐車場経営に関する事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

## 第3章 社員及び会員

(会員)

第5条 この法人は、土浦市・阿見町を区域とし、この区域内に就業所又は住所を有する歯科医師で、次条の規定により会員になった者により組織する。

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置き、正会員、勤務会員及び終身会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で診療所または病院の開設者、または管理者

(2) 勤務会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で診療所または病院の勤務者

(3) 終身会員 正会員、勤務会員のうち 30 年以上この法人の会員であって、70 歳以上に達した者

(4) 準会員 その他、準会員を置くことができる。準会員については別に規則を定める

(会員の資格の取得)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき

(2) 総社員の同意があったとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第 13 条 第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定により資格を喪失した会員がすでに納入した会費その他の拠出品は、返還しない。

## 第 4 章 社員総会

(構 成)

第 14 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、その総会において、社員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、1名を会計担当理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、会計担当理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係にあるものである理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、会計担当理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会計担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の会計業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び会計担当理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 5 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び会計担当理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第 39 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は荻野 義重、副会長は茂木 久和、長谷川 周、専務理事は中島 祥博、会計担当理事は斯波 亨とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。